さん

# 燦

事務所報
SUN　第12号
2007年7月発行

OIKE LAW OFFICE

弁護士　井上　博隆
弁護士　野々山　宏
弁護士　永井　弘二
弁護士　草地　邦晴
弁護士　茶木真理子
弁護士　上里美登利
弁護士　谷山　智光
弁護士　長谷川　彰
弁護士　坂田　均
弁護士　長野　浩三
弁護士　小原　路絵
弁護士　稲山理恵子
弁護士　住田　浩史
事務局一同

## 暑中お見舞い申し上げます。

今年もまた、夏がやってきました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。1年に1度、当事務所の近況や所属弁護士の様子をお伝えする「燦」をお手元にお届けします。

当事務所は、本年で開設12周年目に入ります。昨年10月には谷山弁護士を迎え、本年12月には新しく2名の弁護士が入所する予定となっており、様々な法的ニーズに対し、満足頂ける態勢を整えてまいりたいと考えております。

さて、近年の司法制度改革は目まぐるしく進んでおり、昨年10月には一部の事件に対する被疑者国選制度が始まり、同時期に日本司法支援センター（法テラス）が業務を開始しています。今後も、今年の4月1日に施行された裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づく裁判外紛争解決手続（ADR）の本格的な利用が始まると予想され、また、2009年5月までには裁判員制度が開始するなど、新たな司法制度が次々とスタートしていきます。

法曹に多くの役割を果たすことが期待される中、当事務所も一丸となって切磋琢磨していく所存でおりますので、今後とも宜しくお願い致します。

2007年　夏


御池総合法律事務所
京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館6階
TEL　075-222-0011 FAX　075-222-0012
E-mail　oike-law @ mbox.kyoto-inet.or.jp
URL　http://www.oike-law.gr.jp/



2007/7
No.12

# 藤森神社駈馬神事

弁護士　長谷川　彰
hasegawa@oike-law.gr.jp

5月5日の子供の日は、私の現住所の氏神さんである藤森神社の祭礼日である。この神社は端午の節句発祥の地だそうで、したがって5月5日が祭礼日というわけだ。

日本人は農耕民族であり、馬や牛が祭りの重要な役割を担うことは多い。平安時代よりただ「祭り」といえば葵祭を指すといわれている（枕草子にも「祭りのころいとおかし」との一節がある。）が、葵祭も5月15日の本祭りでは、牛車が祭りのシンボル的存在となっている。そして、5月3日には、下鴨神社の流鏑馬神事があり、ここでも馬が主役を務めている。

さて、藤森祭に話を戻そう。藤森祭には、以前私も参加したことを燦紙上でご報告したのを憶えていただいているでしょうか。私が参加したのは、氏子町内を練り歩く武者行列であり、同時に繰り広げられた神輿の勇壮な渡御の様子も紹介させていただいた。これらも主役の一端を担うが、何といっても5日に神社境内で行われる駈馬神事は、この祭りのハイライトといえる。

今年は、宮司の藤森信正先生のご厚意で妻と2人で観覧席から鑑賞させていただく機会を得た。1時からの神事開始ではあるが、観覧券には「15分前には席について下さい」との注意書きもあり、12時30分ころには所定の位置について、缶ビールでのどを潤しながら、今か今かと神事の始まりを待った。

駈馬神事は、藤森神社御祭神、早良親王が天応元年（781年）陸奥の反乱に対し、征討将軍として出陣された際の形をとったものだそうである。

馬上で繰り広げられる技として、観覧券に説明があったので引用する。

「一　藤下がり　敵矢に当たったと見せて駈ける技
一　手綱潜り　敵矢の降りしきる中駈ける技
一　横乗り　敵に姿を隠して駈ける技
一　逆立ち　敵前を嘲りながら駈ける技
一　一字書き　前線より後方へ情報を送りながら駈ける技
一　逆乗り　敵の動静を見ながら駈ける技
一　矢払い　敵矢を打ち払いながら駈ける技
＊その他、数種の技が行われておりましたが、現在は上記の技を奉納しております。」

と記載されている。なるほど、技を奉納するのか。

私はこれまで一般の観客が見る場所からは何度も観覧しているので、これらの技は一通り拝見している。いずれも文字通り人馬一体となったすばらしい技であるが、

境内の馬場はわずか130メートル程度の長さで、幅も3メートル程度しかない狭いところでの妙技であり、一つ間違えると事故が発生する。このため、神事に先立って、この馬場を神主さんと氏子総代の方が清めて歩かれる。このお清めから見たのは今年が初めてだ。

ところが、今年は事故が発生してしまった。

私たちが観覧したのは午後1時から始まる第1回目の駈け馬であった。馬は3頭。このうち、写真の白馬は今年初参加と紹介された。写真は乗り子がムチを入れ猛スピードで私の前を駆け抜ける瞬間にシャッターを切ったもので、背景の出店の看板がはっきり読みとれる事からおわかりいただけるように、決して手ぶれを犯したのではなく、それだけ馬が速いということなのだ。しかし、白馬はスピード余って130メートルの距離ではおさまりきらず、勢い余って転倒し、乗り子は無事だったが、白馬は骨折してしまった。あの白馬は殺されてしまうのかと思うと胸が痛む。

残りの2頭で神事は続行された。

そして、前記の技のうち、藤下がり、横乗り、一字書きが奉納された。藤下がりは、馬を藤の枝に例えると、乗り子が鞍に足を引っかけて、馬の横腹に頭を下にして「垂れ下がる」という技で、落馬しないかと手に汗握ってしまう。一字書きでは「馬」という文字が、疾走する馬上の乗り子により書き上げられ、観衆の拍手喝采を浴びていた。

ところが、翌日の新聞には、3時からの神事で後継者となるべき駈馬保存会の幼い乗り子がベテランと共に騎乗したが落馬してけがをしたとの記事が載った。

来年以降、神事が見合わされるなどということのないことを祈りたい。

# 男女共同参画

弁護士　茶木 真理子
chaki@oike-law.gr.jp

1　今回は、男女共同参画の問題について考えてみたいと思います。

男女共同参画については、最近少子化問題の高まりと相俟って盛んに議論されているようです。男女共同参画とは、法律において定義付けはされていますが、分かりやすく言えば、女性は結婚を機に家庭に入るものだという社会通念を打破して、女性も男性と同じように社会に出て能力を発揮し、活躍するということになるでしょうか。

私自身、離婚等の夫婦間の問題を扱う中で、その依頼者の大半を占める女性が様々な悩み、問題を抱えていることに気付かされます。そして、女性達の大きな悩みのひとつが、夫と離婚した後自らや子供達との生活を経済的にどうやって構築していくかということにあります。結婚して専業主婦となり、子供を産んで家庭を守ってきたが、いざ離婚となると、年齢や勤務時間といった種々の条件面での制約があるために、女性はその能力に見合った適当な仕事に就くことができなくなっているのです。

2　このような女性達の悩みに接する度に、男女共同参画、特に女性が結婚，出産後も働くことができる社会の形成は是非実現されなければならないと痛感します。そこで、この紙面を借りて、子育てをしながら働いている女性（あるインターネットサイトではワーキングマザーと呼ぶようです。）のひとりとして、僭越ながら、そういった社会の実現に向けた意見を述べたいと思います。

3　女性が子供を育てながら働くためには，職場の理解と夫の協力が不可欠です。まだまだ出産を機に退職を勧められたとか，職場復帰後上司等から理解のない対応をされた等の話はよく聞きます。また，夫の協力についても，前述のインターネットサイトでアンケートが行われた結果，夫が家事や育児に協力してくれていると感じている女性は３割程度にとどまるようです。その原因としては，やはり夫の帰宅時間が遅く，物理的に協力が求められないことを多くの女性が挙げています。「超過勤務をして一人前」「育児のための欠勤や遅刻・早退は女性がするもの」といった風潮，意識を変えない限り，女性は安心して子供を産み，働くことはできません。

4　また，女性が結婚、出産後も働くためには、第三者によるサポート体制の充実も欠かすことはできません。私自身も、家族の誰にも子供を預けることができない場合に、市が提供する里親制度や一時保育を利用したことがありますが、非常に手続が煩雑でした。例えば、申込の際に母親との面談が求められており、そのためには結局仕事を休まなければなりませんでした。また、一時保育では、子供を預ける理由を示す資料（例えば、結婚式であれば招待状）の提出を求められました。それぞれ、必要性があっての手続きであるとは思いますが、改善の余地があると感じました。

また、サポート内容の多様性も求められていると思います。母親としては、手軽に、安心して子供を預けられることが理想です。企業内保育所はもちろん，京都市にはシルバー人材センターが運営する託児所があるようですが、安心という意味ではこのような子育てを体験された方による託児所がもっと数多く設置されてもいいと思います。また、現在は保育園に子供を預ける場合には母親がフルタイムで働いていることを要求されますが、仕事内容のバリエーションに合わせて、母親が週のうち数日しか働いてない場合であっても子供を預けることが可能な施設の存在も期待されているのではないでしょうか。

5　社会正義の実現を標榜する弁護士の職責として、女性が働きにくいと感じる社会が存在している以上、その解消に向けた取組が求められるのは当然と言えます。そして、私がとりあえずできることは、事件を通して知った女性達の悩みを社会に対し代弁することではないかと思います。今回私が指摘できたことは、多くのワーキングマザーが感じているうちのほんの一部に過ぎません。今後も、自分も含めて多くの女性達が働きやすい社会を作るためには、何が必要であり、自分には何ができるかを引き続き考えていきたいと思います。

# 地方の財政破綻と法律家の責任

弁護士　井上 博隆
inoue@oike-law.gr.jp

1　夕張市に象徴されるように、地方公共団体の財政破綻が懸念されている。この財政破綻要因の一画を占めるものが、地方公共団体の第三セクターに対する債務保証や損失補償である。全国で債務保証は約6兆円、損失補償は3兆3000億円に上っている（日経平成19年2月7日朝刊）。

2　昭和21年、戦前の国策会社が国庫負担を増大させた反省から、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（財政援助制限法）が制定され、その3条で、国は財務（旧大蔵）大臣、地方公共団体は総務（旧自治）大臣の指定する場合以外は法人の債務保証は禁止された。

このため、昭和42年までは宇治市開発公社や大津開発公社等12件の債務保証が自治大臣の指定によりなされた。

しかし、この手続きが面倒と考えられたためか、公有地の拡大の推進に関する法律等で財政援助制限法3条の適用除外規定が設けられ、土地開発公社等については地方議会の承認だけで債務保証が認められるようになった。

一方、このような適用除外規定のない第三セクターの場合は、昭和29年の行政解釈（行政解釈は、債務保証の場合は期限が到来しただけで保証人は返済する必要があるのに、損失補償の場合は返済不能のときしか返済する必要がなく、損失補償の方が責任が軽いと考えていたようである）が「損失補償」は財政援助制限法に反しないとされてきたことから、これを拡大解釈して、債務保証の性質を持つ損失補償も一般的に可能であるとされ、全国的に多くの地方公共団体によって広く損失補償契約が行われてきた。

しかし、自治大学校「全訂自治用語辞典」（昭和53年）では、損失補償契約に名を借りて、実質上は債務保証を行うことは、明らかに一種の脱法行為であると記載していた（現在発行の「新自治用語辞典」も同じ）。

そして、元自治次官の長野士郎「逐条地方自治法」（昭和61年）は、債務保証や行政解釈による損失補償は将来の財政負担が過重になることに注意するべきであるとしていた（現在発行の松本英昭「新版逐条地方自治法」も同じ）。

3　一方、法律学者は、損失補償は自治大臣の指定を受ける手続と煩雑を避ける便法として利用されだしたとし（鈴木・清水「金融法（改訂版）」昭和55年）、損失補償は主債務が無効であっても補償する義務が発生し、債務保証より重い責任が発生するとして、損失補償自体が財政援助法に違反すると考えていた（我妻「新訂債権総論」昭和39年、新美「手形研究」334号昭和58年）。

しかし、近年の主要な民法教科書には財政援助法について述べているものは見あたらず、論文では、損失補償の責任の重さから、禁止されている債務保証と同一効果のある契約を勧めるような記述となっているものもある（吉田 「別冊NBL」61号平成12年）。

4　最近、横浜地裁平成18年11月15日判決は、このような損失補償は財政援助制限法に違反し私法上無効であるとした。しかし、損失補償が広く全国的に疑問をもたれず行われてきたことから、損失補償による負担は住民の負担となることはやむを得ないこととして、市長への損害賠償請求や金融機関への不当利得返還請求を否定した。

5　地方の財政破綻要因である債務保証・損失補償・地方債・借入金は、債務負担行為として議会の承認を得ており、それ自体問題はあるが、理屈としては民意を反映しているということになる。しかし、損失補償や債務保証について中央官庁がどのような行動を取っていたのか疑問があるとともに（なお、日経平成19年5月27日朝刊は、総務省は損失補償の制限の検討に入ったとしている）、我々法律家も一般に財政援助法についての認識が欠如していたと思われ、その不明を恥じなければならない。

（単位：法人）　第三セクター等の年次別設立数

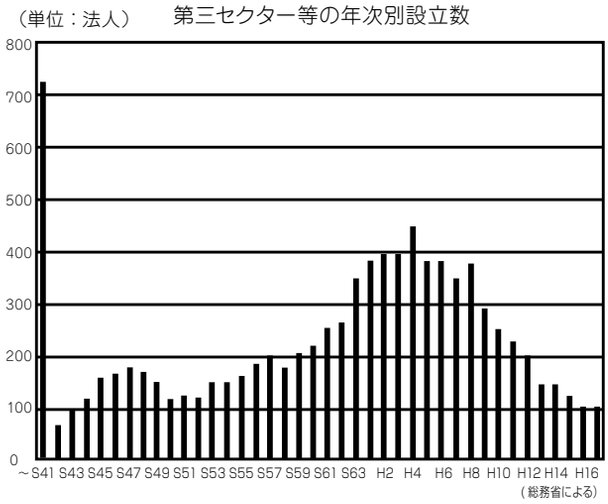


＊最近読んでおもしろかった小説；大鐘稔彦「孤高のメス・外科医当麻鉄彦」幻冬舎文庫

# こんな山に登っています。

弁護士　長野 浩三
nagano@oike-law.gr.jp

前厄の前年にあたる去年10月に生まれて初めて入院をした。扁桃腺が腫れたかな、と思っていたら、熱が40度近くでて下がらず、さすがにこれは病院に行かないとと思い、某病院へ行った。抗生物質を点滴するので入院した方がいいと言われそのまま入院した。入院したところ、首（頚部）に炎症が広がり、膿のようなものがたまった。その後転院し、2回全身麻酔の上で頚部を切開し、膿を出した。腫れが気管を圧迫するといけないということで気管切開もした。病名は「頚部膿よう」。頚部に膿がたまったという現象を言っているだけの病名で原因は不明だった。当時の不摂生がたたったのだろうか。結果的には27日間も入院した。

このこともあり、年末年始の厳冬期に予定していた槍ヶ岳（3180m）登山は中止した。ゴールデンウィークには毎年残雪期登山を行っていたが、今年は、比較的軽い目にしようと思い、新穂高温泉からの奥穂高岳（3190m）登山とした。

5月3日午後8時、京都を出発して、東海北陸自動車道を高山西まで走り、そこから、国道を新穂高温泉へ。新穂高温泉には無料駐車場がある。午前1時ころ、この無料駐車場に着いて、仮眠をとる。寝ていると、雹のような雨が降ってきた。明日はちゃんと晴れてよ、と思いながら就寝した。

午前5時、ちょっと睡眠不足のまま起床し、朝食をほおばり、午前6時には身支度を整えて出発した。今日は、標高差約2000mの登りだ。この時期の2000mをこえる山は完全な雪山で、雪の状態によってはかなり過酷なものになる。

林道を1時間半ほどすすみ、いよいよ白出沢を登る。白出沢の出合からは既に雪が出てきており、すぐに雪山登山となった。白出の大滝の下あたりまでは、雪が緩んでいるといってもしれていた。しかし、白出の大滝を巻く巻き道は、一歩進むたびに足が取られる。ひどいときは腰あたりまで雪に埋もれてしまう。非常に体力を消耗する。夏道なら30分ほどのところを1時間ほどかかってしまった。

白出の大滝の上部を抜けるといよいよ白出沢を穂高岳山荘まで直登する。2、3日前に白出沢で200mほど滑落して救助されたという遭難騒ぎがあったというニュースがあった。その際のものかどうかはわからないが、沢の真ん中にスコップが1本ぽつんと立っている。その横には血のような色の液体が凍ったものもある。

沢は進むにつれて斜度を増す。しかし、いつ雪崩や岩の崩落があるとも限らず、ゆっくりと休憩もできない。結局4時間近く休憩らしい休憩もなく沢を一気に登った。しかし、最後の方は斜度が増しているのと（30度くらいか？）、水分不足で、足がつりかけており、10m進んでは15秒くらい休む、の繰り返しだった。

そうは言いながらも何とか、高度差約2000mを登り、3000mの稜線に出た。3000mの稜線には、穂高岳山荘が建っている。この山荘にはたくさんの登山者がいたが、そのほとんどは、上高地側の涸沢から登ってきた人達だ。私たちが登ってきた新穂高温泉側からは、私たちのほかには1人しか登っていなかった。

天気はとてもよく、奥穂高岳に行くことも考えたが、ばてばてでテントと小屋でゆっくりすることになった。テント場に2人用テントを張ったが、風が強く、テントの形が風で大きく変わるほどだ。テント泊まりは私たち1張だけだった。とても疲れたため、午後6時30分には既に就寝していた。

午後8時ころになって、風がますます強くなり、テントの変形が半端ではなくなった。顔のすぐ前までテントポールがくるほど変形している。テントの生地を腕で押して変形の度合いが小さくなるようにしていたが、強風のため、午後10時30分ころ、ばぎっという音と共に、テントポールが折れた。そのままでいることはできないので、強風の中テントポールを抜いた。小屋に逃げ込もうかとも思ったが、せっかくだから訓練も兼ねて、そのまま寝ることにする。3月の雪山での水浸しテント（雪山で雨に降られてテントの中が水浸しになった。）に比べれば、数段快適に寝れた。

翌日朝5時ころ起きると一面真っ白でホワイトアウト。10m先も見えない。しばらく待っていたが、回復しそうにないので、午前6時すぎに下山することにする。朝の斜面は凍っており、アイゼンがよく効くが、滑ったら何百メートルも滑落していきそうだ。慎重に斜面を降りたが、下りは早い。昨日4時間くらいかかったところが、1時間で降りられた。大滝の下あたりまでくると朝のホワイトアウトが嘘のように晴れ渡ってきた。新穂高温泉まで4時間弱で標高差2000mを一気に下った。その後は温泉に入り帰京した。

去年の病気以後では一番しんどかった山行だったが、除々に体力も戻りつつあるので、来年あたりには懸案のヨーロッパアルプスへ挑戦したいものだ。

# 法律一口メモ

## 離婚時の厚生年金の分割制度について

離婚時の厚生年金の分割制度が本年4月より実施されました。これは、平成19年4月1日以後に離婚等をした場合において、離婚等をした当事者間の合意や裁判手続により按分割合を定めたときに、その当事者の一方からの請求によって、婚姻期間等の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。現役時代の男女の雇用格差・給与格差などを背景に、離婚後の夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあるという問題意識の下に導入された制度です。本制度のポイントは以下の4点です。

第1に、同制度の対象となるのは、平成19年4月1日以後に離婚等をした場合です。したがって、それよりも前に離婚している場合には同制度は利用できません。

第2に、分割の効果は厚生年金や共済年金の報酬比例部分（いわゆる二階部分）に限られます。したがって、夫婦ともに国民年金のみに加入している場合は同制度の適用はありません。

第3に、同制度を利用するためには、①当事者間で最大50％の範囲内で按分割合について合意し（合意がまとまらない場合には、当事者の一方の求めにより、裁判手続により按分割合を定めることができます。）、②その上で原則として離婚等をした日の翌日から2年以内に社会保険事務所に分割請求を行う必要があります（その際の添付書類として、合意による場合には合意に関する公正証書等が、裁判手続による場合には按分割合が記載された審判書・調停調書・判決書等が、それぞれ必要となります。）。したがって、①当然に半分が分割されるというものではなく、②自動的に分割されるというものでもありません。

第4に、同制度は婚姻期間等の保険料納付記録を当事者間で分割する制度です。すなわち、分割を受けた当事者は自身の厚生年金受給資格要件（老齢・障害等）に応じて、分割された分を含めた保険料納付記録をもとに算定された厚生年金を受給することができます。したがって、たとえば、老齢厚生年金の場合、分割を受けても、自身が老齢厚生年金の支給開始年齢に達するまでは支給されません。

（弁護士　谷山　智光）

## 敷金の差し引きや更新料は有効？

賃貸住宅・マンションや賃貸店舗等で、退去時に補修料を敷金から差し引くことや、契約更新時に更新料の支払いを求めることがよくあります。

平成13年4月から消費者契約法が施行され、事業者と消費者間の契約について、消費者に一方的に不利益な条項は無効とされました。

この法律により、従来、時間の経過によって自然に、或いは普通の使用方法に従って使用されて傷んだ補修料を、敷金や敷金の性質を持つ保証金から差し引く「通常損耗補修特約」は裁判例で無効とされてきました。

この裁判例が定着したころから、予め敷金から一定額を返還しないことを約束する「敷引特約」がなされるようになってきました。しかし、この約束も、裁判例で無効とする流れが定着してきています。ただ、この場合、平成18年11月8日京都地裁判決は、「敷引」の目的・性質・率が合理的であり、賃借人が十分理解・認識して合意した場合は無効とはいえないとしています。

最近、更新料支払条項が消費者契約法により無効とする訴訟が提起されました。その主張には傾聴すべきものがあり、判決により無効とされる可能性があります。

また、このような契約条項を使用している賃貸人に対しては、今後、改正消費者契約法により消費者団体訴訟制度による差止請求がされることも考えられます。

しかし、以上の消費者契約法に基づく「通常損耗補修特約」・「敷引特約」無効の裁判例や更新料無効の訴訟は、事業者と消費者（賃借人）間の契約に基づくものであり、事業者間の契約には消費者契約法は適用されませんので、店舗等の賃貸借契約による場合は当然には無効とはなりません。

ただ、事業者間であっても、例えば、平成16年5月18日京都地裁判決は、借地借家法の趣旨から更新料支払条項を法定更新の場合に適用することに厳しい判断をしていますし、「通常損耗補修特約」も平成17年12月16日最高裁判決はこれが認められる場合の要件を厳しく判断しています。

事業者間の賃貸借契約についても慎重にする必要があります。

（弁護士　井上　博隆）

# 東京マラソン 2007

弁護士　谷山　智光
taniyama@oike-law.gr.jp

今年２月 18 日、東京マラソンが開催された。記念すべき第１回大会である。市民参加型の大都市マラソンとしては、ボストン、ロンドン、ベルリン、シカゴ、ニューヨークのマラソンが有名であるが、そのようなマラソン大会を日本でもということで今年から開催されたものである。東京都庁をスタートし、皇居をまわって、品川で折り返し、銀座を通って、浅草で再度折り返し、東京ビッグサイトのゴールを目指す 42,195km のコースである。私は、今回この東京マラソンに出場してきた。こういうと必ず「マラソンが趣味なんですか？何かスポーツをやっているんですか？」と聞かれるが、学生時代にホノルルマラソンを走ったことはあるものの、マラソンは趣味ではないし、普段スポーツをしているわけでもない。ただ、新しいものが好きなのである。

10 月の抽選で出場権を得てから２月の本大会まで結局一度も練習をすることなく、ぶっつけ本番でレースに臨むことになった。しかも当日は雨。スタート地点でスタートを待つ間も雨にうたれて身体が芯から冷える。早くも「やめときゃよかった。」と後悔する中、9 時 10 分になりようやくスタート。総勢約３万人のスタートは圧巻である。私も人の流れにつられて気が進まないながらもスタートした。思いがけないことに、スタートから 15km 地点までは、1km を７分のペースで順調に走ることができた。このままのペースなら４時間台も可能だなと思う一方、私は普段 1km を 10 分で歩くので、この先ずっと歩いても７時間の制限時間内に完走することができるとも思った。私は、みんなに東京マラソンに出ることを話していた手前、何が何でもリタイアだけは避けたかったので、無理をせず後者を選ぶことにした。それからは、ひたすら徒歩の旅である。品川で折り返し、左手に東京タワーを眺めつつ、銀座へ。銀座浅草間の沿道にはたくさんの人たちがいた。中には、飴やキャラメル、チョコレートを差し入れてくれる方々もいた。私は、スタート時に、財布を手荷物と一緒に預けてしまい、バナナ１本しか持っていなかったので（そのバナナも 15km 地点で早々に食べてしまっていた。）、かかる差し入れは本当に助かった。まさに食べ歩き状態で、浅草、築地といった東京の名所を通り、いよいよ残り 5km になったとき、足に痛みが出始めた。とくに 40km 地点からは、残り約 2km を走れる（歩ける）か不安になるほどであった。そんな中、沿道の人たちやボランティアの人たちが「あともう少しだから頑張れ！」と声をかけ、ランナーを盛り上げてくれたおかげで、足をひきずりながらもなんとかゴールすることができた。時間は、6 時間 22 分 53 秒。学生時代に走ったホノルルマラソンの記録を

更新した。記念メダルをかけてもらい、その足で、翌日からの仕事のため京都に帰ってきた。翌日は、普段の２倍の通勤時間をかけて事務所に出所し、足をひきずりながら仕事をしていたのはいうまでもない。

42,195km はやはり長かったが、まるで一つの人生を生きているかのように、その道のりで楽しさや、つらさ、うれしさ等いろいろな心境の変化を味わうことができたのでよかった。今回いろんな方々のサポートがあって完走をすることができた。本当に感謝している。大会実現までにはさまざまな苦労があったと思うが、第１回の大会としては大成功だったと思う。来年は、しっかり練習をして走りたい。

# 住宅瑕疵担保責任の履行確保に向けて

弁護士　草地 邦晴
kusachi@oike-law.gr.jp

1　5月24日、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が衆議院で可決、成立した。全面的な施行は09年秋ころが予定されているという。

05年11月に発覚したマンションの構造計算書偽装問題は、マンションやホテル等も含めた建物の安全性に対する信頼を失わせ、大きな社会問題となったが、そこで突きつけられた問題は、建物の安全性をどのように制度的に確保するのかという課題のみならず、多額の住宅ローンを抱えたまま新たな住居を求めなければならない悲惨な被害者の救済の問題であった。特に賠償責任を負うべき会社が倒産した場合の被害者の救済をどのように図るのかは、立法的な解決が求められていたところであった。

そのため、事件から早い段階から瑕疵担保責任の履行を確保するための保険制度を設けることが検討されてきたが、今般ようやく成立にこぎつけた格好である。

2　制度の概要

この法律による制度の枠組みは、もともと「保険」制度を中心に検討を重ねてきたものであるが、最終的には建築業者等の責任資力を確保するため、新築住宅の建築業者、販売業者が基準日における新築住宅の合計戸数に応じて定められた保証金を「供託」してこれを届け出ることが原則的な形態とされ、ただし瑕疵担保責任「保険」契約を締結した新築住宅の戸数は、その算定の基礎となる戸数から除かれる、という構造になった。つまり、合計戸数に応じた保証金を供託していれば、保険をかける必要はないことになるし、逆に全ての物件に保険をかけていれば保証金算定の戸数は0ということになる。資金力があり、戸数が大きな会社にとっては、供託制度の利用に大きなメリットがある（戸数が多いほど1戸あたりの保証金は割安になる）が、それ以外は「保険」を利用することになると思われる。

そして、こうした責任担保の裏付けがないままに請負契約を締結したり売買契約を締結することは禁じられ、違反すると刑罰が科されることとして、これを強制し、新築住宅の瑕疵担保責任が最終的には供託金の還付や保険金の給付で担保される仕組みとなっているのである。

3　しかし、この法律は、こうした大きな枠組みと、保険を引き受ける保険法人、その紛争を処理する紛争処理機関の組織的な定めをするものの、保険制度の具体的な内容や供託金の還付の手続き等肝心な事項については、ほとんどが省令に委任され、あるいは保険約款で定められることとされているため、その具体的な制度がどのような形で実現するのか、その詳細は未だ明らかにはなっていない。

特に問題なのは、法律案の検討過程で大きな問題とされていた、建築業者に故意・重過失があった場合の手当が未だなされていないという点である。この「保険」の仕組みでは、保険契約を締結する建築業者、販売業者が故意に瑕疵のある物件を販売したような場合には、保険金が支払われないとされており、そうすると深刻な被害を引き起こした構造計算書偽装のような事案では、被害者は救済されないこととなりかねない。そのため、こうした事案について基金を設けるという構想が国交省からは説明されているが、それも未だ具体的な形とはなっていないのが現状である。

4　ようやく法律はでき、大きな枠組みは設定された。しかし、それも事件当時に構想されていたものからは、かなり後退している印象がある（例えば、対象となる「瑕疵」の範囲は、品確法に基づく10年の瑕疵担保責任部分に限定された）。また、省令、約款など詳細な仕組み作りはこれからであって、この法律が真に住宅購入者の保護というそもそもの立法の趣旨に沿ったものになり、現実に機能するためには、むしろ今後の制度設計が重要な意味をもっているといっても過言ではなく、その動きを注視していく必要がある。

# 山陰温泉旅行

弁護士　小原 路絵
kohara@oike-law.gr.jp

先日、山陰地方の秘湯（？）巡りを敢行してきました。関金温泉（鳥取）、三朝温泉（鳥取県）、奥出雲湯村温泉（島根県）、温泉津温泉（島根県）、有福温泉（島根県）、湯原温泉（岡山県）、奥津温泉（岡山県）、般若寺温泉（岡山県）、湯郷温泉（岡山県）の合計９箇所を立ち寄り湯も含め、堪能してきました。

般若寺温泉

いずれも、山陰地方らしく、山間に突如現れたり、渓流沿いの露天風呂が楽しめたりと、素朴で、味わいのある温泉揃いでした。どれも湯量が豊富で、ほとんどが今話題の源泉かけ流しで、つるぬるの美肌の湯が楽しめます。一日で立ち寄り湯を３つも梯子したりと、かなりの強行軍でしたが、ここのところ溜まっていた疲れがすっかり取れた様に思います。

関金温泉

帰ってから、たまたまNHKで「日本で一番、どこにあるか知られていない県」のワースト１として島根県が選ばれているという特集が放送されていました。そこで、ワースト脱却のため、島根県を日本人にアピールするためのキャッチコピーが「鳥取県の左」でした。確かに、「どこにあるかわからない」という基準で、ワースト１に選ばれたとはいえ、あまりにもなキャッチコピーのように思います。島根県には、温泉の他、出雲大社などの古くからある沢山の神社や、神話、海や山の自然など、沢山アピールできるものがあるのになと思いました。

湯原温泉

有福温泉

また、地元では、今、石見銀山が世界遺産の候補地として盛り上がっていました。今年の７月にでも登録がなされるかもしれないということで（先日、ユネスコの諮問機関が延期勧告をし、現時点で７月登録は厳しいようです。）、町並みが整備され、 町をあげての観光客のための取り組みが随所に見られました。残念ながら、肝心の石見銀山自体は、私達が入ったとき、たまたま案内の人がおらず、私達自身もあまり時間がなかったので、じっくり見物できず、無人の洞窟を単に通過するだけに終わってしまいました。ところどころには、掘削した跡に光が照らされ、銀とおぼしきものが光ったりはしていましたが、何だかよく分からないままの通過となってしまい、もったいないことをしました。

京都は幸いにも観光資源に恵まれ、日本でも、また、世界でも知名度の高い都道府県の一つだと思います。今、この京都は、先日成立した条例をきっかけに景観論争が盛んになっていますが、京都市民が自分たちの住む京都を今後どのように保存・発展させていくか、真剣に議論するときが来たのかなと思います。将来、「京都ってどこ？」「大阪の横。」なんて答えることになったら、やはり少し寂しいのかなと…。

奥津温泉

# 「老子」を二つ

弁護士　**坂田　均**
risakata@kclc.or.jp

1　老子を一つ

私の弁護士日誌には万年筆で、「載営魄　抱一能無離乎　専気致柔　能嬰児乎」と書いてあります。弁護士日誌を更新する際に最初に書き加える言葉です。ご存じの方もおられると思いますが、この言葉は老子上篇第10章に編綴されています。弁護士になった頃の弁護士日誌にも書いてありますので、付き合いだして20年以上の年月が経ちます。

営魄に載つ　一を抱いて離れること無からんか
気を専らにし柔を致して　能く嬰児たらんか

と読みます。色んなことに手を出してなかなか一つのことに気が定まらない、そして、人生の決算を意識する年齢に近づいた私にはとっておきの言葉です。

老子の言葉は曖昧で示唆的です。

例えば、この「営魄に載つ」については、「彷徨える魂を安んじて」と理解する考え方と、「人間の心と身体に載って」とする考え方があります。現在の私の生活状況からすると、前者の彷徨える魂の方に親近感を覚えます。「気を専らにし柔を致して」とは、上の句を受けて、一つのことに集中して、しかも柔軟さを失わないことを意味します。老子は柔という概念をよく使います。老子は、雄（かたさ）を知りながら、それでいてなお雌（やわら）かくいられる者を高く評価します。一つのことに集中しながら、硬くならず、他のことを受け入れられる寛容さが大事だということでしょう。「容」について老子は上篇16章で次のように言っています。

命に服するを常という
常を知れば容なり　容なるは乃ち公なり
公なるは乃ち王なり
王なるは乃ち天なり　天なるは道なり
道なるは乃ち久しく　身を没するまで殆からず

老子の思想の神髄がここにあります。

2　老子をもう一つ

私が大事にしているもう一つの言葉は、「慈故能勇俊故能広　不敢為天下先　故能成器長」（下篇67章）です。

われに三宝がある、一に曰く慈。二に曰く俊。三に曰く敢えて天下の先と為らずとして、その後に続く言葉です。

慈なるが故に能く勇なり
俊なるが故に能く広し
敢えて天下の先と為らず　故に能く器の長を成す

と読みます。

慈しむということは、生き物を育てるということに繋がります。このような利他の精神が人に勇気を与えるということでしょうか。また、後者は、俊約し奢侈に流れないことで、即ち清貧を保つことで、囚われない心を持つことができるということなのでしょうか。

慈であることが何故勇なのか。俊であるとどうして広いのか。その関係が未だによく分かりません。私自身、慈愛や俊約の意味がよく分かっていないからです。

最後の敢えて天下の先に立たないという部分は、老子のもう一つの神髄です。まだまだ、私自身先に立ちたい色気を克服できていません。更に数年この言葉と付き合う必要があると考えています。

# 法律一口メモ

## 被疑者国選って何？

平成18年10月から被疑者国選制度がスタートしています。これは勾留されている刑事被疑者が、貧困その他の事由で、私選弁護人（自ら弁護士費用を負担して依頼をする弁護人）を選任できない場合に、国選の弁護人の選任を裁判所に請求できる制度です。これまでは、起訴された刑事被告人については、国選弁護人の制度がありましたが、起訴がされる前の刑事被疑者には、国選弁護人の制度はありませんでした。

最近では、鹿児島の公職選挙法違反事件で12名が無罪とされた事件や、富山では強姦で有罪判決を受けて服役した後に真犯人が発覚した事件など、無実でありながら虚偽の自白を強要された事件が次々と明るみになっていますが、こうした虚偽自白の温床が、長期の身柄拘束を利用した密室での取調べにあることは長く指摘されてきたところでした。この問題の解決には、取調の可視化（ビデオ録画等）などの課題もありますが、本制度は、取調段階から弁護人の援助を受ける権利を保障していくものである点で一定評価されるものです。

但し、現在のところは、対象となる犯罪は一定の重大な犯罪に限られており（法定刑が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁固に当たる事件）、また資力が基準額である金50万円に満たないか、これを上回る場合には、弁護人となろうとする者がいないときや、弁護士会が紹介した弁護士が受任を断ったなどの事情がなければ、認められません。そのため、これを証するための手続きが複雑な制度設計になっています。その全てを説明するスペースがありませんが、被疑者国選の制度が利用できない事件の場合でも、日弁連が行う被疑者援助制度（後に法テラスに委託される予定です）が利用できる場合もあります（否認事件等の一定の要件が必要です）ので、まずは、当番弁護士の派遣を弁護士会に求め（原則として24時間以内に面会に行きます）、そこで詳しい説明を受けることが最も近道であろうと思います。

なお、この制度は、平成21年に対象となる犯罪が拡大し、国選弁護人を選任できる範囲が大きく広がることが予定されており、その準備が現在すすめられているところです。

（弁護士　草地　邦晴）

## 男女雇用機会均等法が改正されました

改正男女雇用機会均等法が平成19年4月1日から施行されました。以下、改正法のポイントを説明します。

1　男女双方に対する差別の禁止に拡大されました。

2　改正前は、募集・採用・配置・昇進・教育訓練・福利厚生・定年・解雇について性別を理由にした差別的取り扱いを禁止していましたが、改正法では、これに加え、降格、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨、労働契約の更新が追加されました。また、「配置」の中に、業務の配分や権限の付与が含まれることも明確化されました。

3　省令で定める措置（労働者の募集又は採用にあたり労働者の身長、体重又は体力を要件とすること、コース別雇用管理における「総合職」の募集に当たり転居を伴う転勤ができることを要件とすること、昇進にあたり転勤経験があることを要件とすること）について、合理的理由がない場合、間接差別として禁止することとされました。

4　改正前の妊娠・出産・産前産後休の取得を理由とする解雇禁止に加え、妊娠・出産・産前産後休取得その他省令で定める理由（母性管理措置を求め又は受けたこと、母性保護措置を求め又は受けたこと、妊娠・出産による能率低下又は労働不能が生じたこと）による解雇その他不利益取扱が禁止されました。また、妊娠中・産後1年以内の解雇は、事業主が、妊娠・出産・産休等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

5　男性に対するセクシャルハラスメントも対象となりました。また、事業主は、職場のセクシャルハラスメント対策として、雇用管理上必要な措置（「指針」が定められています）を講ずることが義務化され、かかる措置が講じられず是正指導にも応じない場合、企業名公表の対象となります。また、調停などの紛争解決援助の対象にセクシャルハラスメントが追加されています。

6　上記の他にも、改正法では、①是正措置に応じない企業名公表制度の対象・調停等紛争解決援助の対象に母性健康管理措置が追加され、②ポジティブアクションの推進に資する規定の追加、③報告規定に違反した場合の過料の制裁規定、④調停が打ち切られ、訴提起された場合に調停申請時に時効中断を認める規定、⑤訴訟手続中止規定などが定められています。

（弁護士　稲山　理恵子）

# 悪質リフォームの見分け方

弁護士　住田 浩史
sumida@oike-law.gr.jp

２年前、埼玉県に住む高齢者の姉妹が、実に総額5000万円にも及ぶリフォーム工事を次々とさせられるという事件がありました。いっときに比べて、報道は少なくなったとはいえ、今もなお、いわゆる悪質リフォームによる被害は後を絶ちません。消費者センターや弁護士のところにも、多くの相談がきます。

悪質リフォームは、被害者の経済的損失はもちろんのことですが、ずさんな工事が行われることによって家の耐久度が低くなったり、床下に湿気がたまりやすい状態になるなど、むしろ有害であったり、また、騙された、怖い思いをしたという精神的なショックも無視できないものです。そこで、法律家の目線から、悪質リフォームの見分け方についてかんたんにまとめてみました。

①業者を呼んでないのに、突然勧誘されませんでしたか？

まず、悪質リフォームは、必ずといっていいほど、不招請勧誘（消費者が呼んでいないのに、いきなり電話や訪問によって勧誘を行うこと）によってはじまります。

しかし、よく考えてみると、これは変です。普通は、施主が住宅の不具合を発見し、あるいは不具合があるのではないかという危惧を感じ、専門家である業者に相談をする、というのが契約のきっかけとなるはずです。

悪質リフォーム業者が不招請勧誘を行うのは、もちろん、かたっぱしから勧誘するほうが手っ取り早いという理由もあるでしょうが、業者が点検商法（点検を行うと称していきなり家を訪れ、「ここが悪い」「早くしないと家が崩れる」などとびっくりさせて、工事を行う商法）をマニュアル的に行っているのです。

点検商法は、業者にとってすごく便利なやりかたです。無料点検をするといってにっこりと笑って家を訪れることによってお客の心をつかめますし、また、「これは大変です」といっておどかすことも簡単です。

②業者は、工事箇所についてちゃんと調査を行っていましたか？

普通は、工事が必要なのか、また、必要であればどのような工事が必要かを検証しなければ、そもそもリフォーム工事を行うことができません。

しかし、悪質リフォーム業者は、工事の必要性にはあまり興味はありません。必要だろうと必要でなかろうと、工事を行ってお金をもらえればいいわけです。また、そもそも、多くの場合は、①のように業者が勝手に来ているのですから、工事が必要である、調査してほしいという要請すらないわけです。ですから、調査を全く行いませんし、ひどい場合には写真すら全く撮影されていないこともあります。

③業者は、契約に先立って、見積りや工事内容を説明してくれましたか？

普通は、業者は、調査を行った後、工事の必要性があると判断した場合には、図面を作成するなどしておおまかな施工計画を立て、施主に概算見積りと工事内容を説明し、その後、細かい点を詰めるなどして契約の締結に近づいていくこととなります。

しかし、悪質リフォーム業者は、施主に対して、工事内容を説明しようにも説明できません。なにしろ、十分に調査を行っていませんし、図面も作っていないからです。また、金額は、施主にとって重大な関心事の１つですが、事前見積りもほとんど行われていません。「床下補強は、単価○○円のこの金具を10個使用しているから○○×10円です。プラス施工費は□□円です。合計△△円です。」という見積りを行わなければならないのに、最終の契約書ですら、単に「床下工事一式　○○円」となっていることがほとんどです。

④業者は、次々と工事を行っていませんか？

ひとたび工事を行ってお金をもらうと、業者は、その人をカモとみなします。そして、工事箇所の点検などと称して、また訪問をして工事を次々と行います（次々販売商法）。

この①～④のいずれかにあてはまれば、悪質リフォームである可能性が高いといえますが、この中でもっとも重要なチェックポイントは、①でしょう。いきなり家を訪れて点検をしたいという業者に対しては、勧誘に応じず、玄関先でお断りすべきでしょう。また、勧誘に応じてしまった場合でも、あわてて契約をしてしまう前に、十分慎重に考え、家族や親戚などに相談したり、相見積りをとって比較することをお勧めします。

また、狙われやすい高齢者のみの世帯については、子供さんなど親族の方が、頻繁に工事が行われていないかを定期的にチェックすべきです。また、地域の社会福祉協議会によっては、判断能力が不十分な高齢者のために、預金などの金銭管理や、定期的に訪問して声かけをするなどの地域福祉権利擁護事業を行っているところもありますので、利用を検討されるのもいいでしょう。

# スポーツ観戦を競技場で

弁護士　野々山 宏
nonoyama@oike-law.gr.jp

## 1．競技場は「感戦」の場

子供の頃から体育は苦手で、自分ではスポーツをほとんどしないが、観戦は大好きである。ケーブルテレビを契約してスポーツ専門チャンネルをよく見ているが、スポーツ観戦は実際に競技場へ行くのが何より楽しい。テレビ画面との決定的な違いは、その試合を体感できることにある。テレビは選手やボールをアップでとらえ、点としての視点となりがちだが、実際には1つのプレイにチームの全選手がそれぞれの立場で対応をしており、競技場では広く面や立体としてスポーツをとらえることができる。屋外競技であれば、風や天候も影響し、これを体で感じながら見ることもできる。選手たちのかけ声やボールなどがぶつかる音、応援している観客の歓声やため息のさざ波はテレビでは味わえない。また、応援席では見ず知らずのファンが同じように一喜一憂し、その一体感が楽しい。そして、どの試合でも流れがあり、一方に傾いた流れが他方に流れていく空気は、競技場にいてこそ感じ取れるものである。競技場は試合を体感する､｢感戦｣の場である。この1年も、仕事の合間を見つけて競技場に「感戦」に行ってきた。

## 2．野球

プロ野球は中日ドラゴンズの試合が中心。高校野球は京都予選と春・夏の甲子園大会に行く。昨シーズンで印象に残っている試合は、まず2006年5月2日の名古屋ドームの中日・横浜戦。接戦で中日は8回に追いつかれたが、前シーズン打率わずか7分7厘の英智が満塁で殊勲打を放ち、前の席の若者が涙を流して喜んでいた。英智のとぼけたインタビューや私に向かってくるような福留のホームランの迫力も印象的だった。次に2006年8月18日の甲子園球場の帝京・智弁和歌山戦。乱打戦で9回表2死から8点を入れて逆転した帝京が、その裏5点入れられてサヨナラ負けした。試合の流れの怖さを感じた一戦だった。3つ目は、中日が優勝を決めた、2006年10月10日の東京ドームの中日・巨人戦。前日に購入した席は1塁側の巨人側しかなかったが、行ってみると巨人ファンの中で島のように約30人ほどの中日ファンがいる席で、皆で寄り添って応援した。延長12回の6点入れた攻撃では島でもお祭り騒ぎだったが、廻りの巨人ファンはこれを許容してくれた。

当事務所の住田弁護士も中日ファンなので、2人で何試合か行っている。住田弁護士の背番号1のユニフォーム応援姿はなかなかキマっている。

## 3．ラグビー・アメリカンフットボール

京都・宝ヶ池球技場や西京極運動場は自宅や事務所からアクセスが良いので、ここで実施される関西学生リーグや社会人リーグの試合に行く。ラグビーは法科大学院で教えていることから京都産業大学を応援し、アメリカンフットボールは出身校の京都大学を応援している。学生リーグの観客は結構平均年齢が高い。OBが多く、ゲームをよく知っているし、ヤジも辛辣である。

ラグビーは昨シーズンは京都産業大学が強く、大学選手権4強となったので、2007年1月2日の国立競技場での早稲田戦に行き、廻りは早稲田ファンばかりの中で応援してきた。開始から20分は流れが京産大にあり、早稲田やそのファンを慌てさせたが実力差はいかんともしがたく、流れはすぐに早稲田に移り以後試合は一方的だった。関西学生リーグの時から目立っていたキックミスも多かった。来シーズンには雪辱をして欲しい。

アメリカンフットボールの学生リーグでは京都大学は力強さに欠け、立命館が関学に雨中のミスで負けたのが残念だった。甲子園ボウル（大学選手権）、ライスボウル（日本選手権）を観戦したが、法政大学の力強さが際だっており関西勢の奮起が必要である。

## 4．サッカー

京都サンガFCの試合を西京極運動場で観戦している。最近の京都サンガFCは守備が悪く、せっかくリードしても簡単に点を取られてフラストレーションがたまる。

今年の1月1日にガンバ大阪の宮本の日本での最後の試合を見に、国立競技場の天皇杯決勝戦へ行った。この日もガンバが押しに押したが、ゴールを割れず、浦和レッズにワンチャンスを生かされてしまった。間近で見た浦和レッズサポーターの圧倒的な数と統卒のとれた応援には驚かされた。レッズに比べると、人数と迫力では劣るが西京極のサンガサポーターも幅広い年齢層で頑張っている。ぜひサンガFCもこれに応えてJ1復帰を果して欲しい。

# 「幽霊人命救助隊」…「書評」というほど大したものではありませんが…

弁護士　永井 弘二
nagai@oike-law.gr.jp

仕事柄、移動時間中にはだいだい文庫本を読んでいます（＊1)。ということで、今回は、最近面白かった本の書評というか紹介をしてみます（＊2)。ということで､高野和明氏（＊3）の「幽霊人命救助隊」（文春文庫）です（＊4)。

自殺してしまったけれど天国にも地獄にも行けなかった4人の幽霊（受験に失敗した浪人生、老ヤクザ、気弱な中年男、アンニュイな若い女性の4人。）に、神が「天国に行きたければ49日間に自殺しようとしている人の命を100人救いなさい。」と命じたことから、4人は地上に舞い戻って自殺志願者を救助していくという物語です。

救助作戦がオムニバスで続いていくのですが、まず、私好みの展開の早さが魅力でした。

そして、設定がとてもユニークで秀逸です。「幽霊」だから人から見えないのは当然ですが、「幽霊」でありながら物質を動かすことはできず（＊5)、空間を移動したりなども全くできません（＊6)。こうした「ちょっと間抜けな」幽霊であるところにユーモアが溢れています（＊7)。救助のための武器は､語りかけることで（もちろん聞こえてはいませんが）相手の気持ちを動かせる場合があることと，最大の武器は､「幽霊」たちは人の身体に入ることができ、そうするとその人の感情、思っていること等を自らの感覚のように追体験できることです。個人情報云々がやかましい昨今からすればプライバシー侵害の究極型ですが、本当に「救助」しようとすれば、その人を真に理解することが必要だし、そうしてプライバシーを知った以上、とことん「救助」する義務が生じるのだと、少し真面目に考えてしまいました。こうした設定が，実によく物語に溶け込んでいます。

こうして前代未聞（？）の救助作戦が展開していきます。うつ病患者あり、離婚やいじめに遭った子供あり、障害児を抱えた母親あり、多重債務者あり…（＊8)。各テーマは現代の世相を鋭く反映した社会性に富むものです。幽霊たちはドタバタしながら必死（？）に救助します。「本当に自殺したい人などいない！」という作者の声が聞こえてくるようで胸を打たれます（＊9)。また、面白いのは、4人の「幽霊」たちは決してスーパースターではないことです。一人ひとり何らかの弱点を持ちながらも（＊10)、何とか支え合って作戦を展開していくところに人間味（幽霊味？）が溢れています。

ということで、かなりざっとした紹介です。ちなみに文庫版の解説は「バカの壁」の養老孟司先生でこの作品を強く推薦しています。それぞれ好みもおありかと思いますが、読んで決して損はしない作品です。

＊1　あとは寝ているかです（こっちの方が多いかな？？)。移動中にパソコンを叩いて仕事をしている勤勉な弁護士も少なくないですが、私には真似できそうにありません。

＊2　もともとマンガ代わりのような感覚ですので小難しいのは苦手です。アメリカドラマの「24」（これは人権無視もはなはだしいですが）の文庫版とか、とにかく展開が早いのがお気に入りです。好きな作家は､真保裕一氏(「ホワイトアウト」が有名）とか福井晴敏氏（「亡国のイージス」等が有名。ちょっと右翼的ですが…。）です。

＊3　死刑制度と再審を扱ったミステリーの「13階段」で2001年に江戸川乱歩賞を受賞してデビュー、他に「グレイブディッガー」「K・Nの悲劇」など（いずれも講談社文庫)。どれも一気に読んでしまうような作品で面白かったです。1964年生ということで私と同年代ですね。

＊4　元々2004年に単行本で刊行されていましたが、例によって文庫本しか読まない私は（単行本は重いですよね。)、この4月に文庫化されて読みました。先日、梅田の紀伊国屋書店では文庫が大量に平積みされており、すごいなあと驚きました。

＊5　ティッシュペーパーさえ、彼らにとってはダイヤモンドのような堅さです。

＊6　そのため移動には電車等を使わざるをえず、部屋の戸が閉まると誰かが開けてくれるまで外に出られません。

＊7　救助対象者を観察した幽霊間の会話で、「『もしかしたら、悪霊か何かが取り憑いているのでは？』…八木が一喝した。『何言ってるんだ！幽霊なんか、この世にいるか！』それから一同の非難がましい視線を浴びて肩をすくめた。『いや、いるんだな、これが』」など、いたるところにユーモアが散りばめられています。

＊8　多重債務者については、作者がよく調べているところに感心しました。

＊9　厳しくは「綺麗すぎる」という評価もあるかもしれませんが、補って余りある魅力がある作品だと思います。

＊10　特に、自分と同じような理由で自殺しようとしている人に対しては、当の「幽霊」は、当然ながらどうしたらいいか分からなくなるわけです。

# 我が家の動物たち

弁護士　稲山 理恵子
ineyama@oike-law.gr.jp

物心ついたときから、私の家では、常に何かの動物を飼っていました。猫・亀・魚・犬・インコ・文鳥、その他いろいろですが、時期によって飼う動物が偏っていたように思います。

小学校低学年頃は、魚や亀・虫など比較的小さな動物を飼っていました。飼っていたといっても、近所の川や田圃でとってきた魚等を家に持ち帰っていただけなのですが（巨大ミミズも田圃で捕ってきて飼おうとしたのですが、母親に怒られて田圃に戻した記憶があります）。どの動物も自分なりに大事にしていたつもりなのですが、苦い思い出として、怪我をしていた魚に、友達とメンソレータムを傷口に刷り込んで死なせてしまったことがありました。庭に埋めて墓をつくったのですが、助けられなくてとても悲しかったことを覚えています。当時は怪我をした魚を助けたい一心でやったことなのですが、今考えると魚に本当に申し訳ないことをしたと反省しています・・。

小学校高学年以降は、主に鳥を飼っていました。最初に飼ったインコは１羽で飼って、手乗りにしていました。１羽で飼っていたからか、人間の言葉を真似してしゃべりました。「ぴっぴちゃん」（←自分の名前）など、本当に簡単な単語を繰り返すだけなのですが、会話をしているようでとても楽しかったことを覚えています。このインコは、すごく器用で、自力で鳥かごから出ることができました。くちばしで入口の柵を持ち上げて、柵があがった隙に、その空間にお腹を挟んで出るのです。普段は鳥かごに入っているのですが、家族が外から帰ってくるとそうやって自分で出てきたりして、本当にかわいかったです。

鳥を飼う時期が終わってから後は、ひたすら猫を飼っていました。順番に、①ミー、②ミーコ、③長介、④タラ、⑤正次郎です。

ミー、ミーコ、長介は交通事故で死んだので、数年しか一緒にいられなかったのですが、タラと正次郎は10年以上一緒に暮らしてきました。タラは、捨て猫だったのを引き取ったのですが、小さい頃はよく自分で自分のおっぱいを吸っていました。母親が恋しかったのかもしれません。ただ、タラはやんちゃで、外でよくけんかをして帰ってきていました。正次郎を飼ったのも、タラが家の庭で、掌に乗る位小さかった迷い猫の正次郎を噛んで瀕死の重傷を負わせたのがきっかけでした。正次郎はタラに殺されかけたにもかかわらず、その後10年以上もタラと一緒に仲良く暮らしてきました。そのタラも一昨年の夏に病気でなくなり、正次郎も昨年亡くなりました。実家には、今動物はいません。

動物は、寿命が人間に比べて短く、多くの場合、人間がその死を看取らねばなりません。一緒に暮らしていた動物を失うことは本当に辛く悲しいことです。私も小さい頃から飼っている動物の死を看取るたび何度も涙を流しました。ですが、動物と一緒に暮らしたことで、生きるということの意味、生きている間の時間やふれあいの大切さ、命の大切さを知ったように思います。

その後、実家には動物はいませんが、京都で約１年半前からハムスターを飼っています。名前は「ハム子」。えさを食べるところ、眠るところ、回し車で勢いがつきすぎて飛ばされるところなど、どれもかわいく、見ているだけでいつも癒されます。ハムスターの寿命は短いといいますが、それまでの間、ハム子と仲良く一緒に暮らしていきたいと思っています。

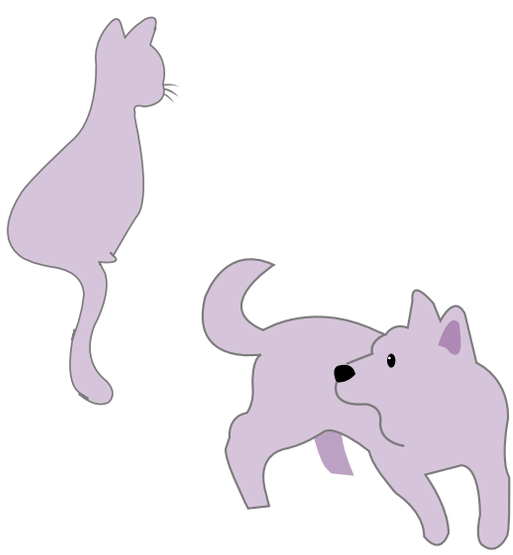

# 日本の環境訴訟に団体訴権を導入することは可能か

弁護士　上里 美登利
uesato@oike-law.gr.jp

平成 18 年 11 月 17 日、近畿弁護士連合会人権擁護大会において、「市民の力で環境を守るために－環境行政訴訟の活性化をめざして－」と題するシンポジウムが開催されましたが、私はこのシンポジウムの実行委員を務めました。

このシンポジウムの目的は、副題にありますように、環境行政訴訟を活性させるために解決しなければならない問題を検討し、必要なものは何かを考える点にありました。

欧米の裁判所と比べ、日本の裁判所が環境を保護する役割は著しく低いものがあります。訴訟自体の困難さ、勝訴率の低さ等から、日本では環境行政訴訟が提起される件数は非常に少なく、本件のシンポジウムのために、京都、大阪、神戸の各地方裁判所で平成 13 年～ 17 年度の環境行政訴訟と思われる係属件数を調査したところ、毎年数件あるかないかという状態でした（但し、住民訴訟や民事の仮処分、差止訴訟はカウントされていません。）。

こうした現状を受け、環境行政訴訟を活性化するために、何が必要かを考える中で、団体訴権の導入が大きなテーマとして挙げられました。団体訴権は、当事務所の野々山弁護士、長野弁護士が消費者の分野でその実現を果たしましたが、日本において環境訴訟の分野に導入することは可能なのでしょうか。

まず、本シンポジウムの実行委員会では、団体訴権の担い手が確保できるかという点を探るために、日本を代表する環境団体の意識調査を行いました。

調査したのは、㈶日本生態系協会、㈶日本自然保護協会、WWF ジャパン、グリーンピースジャパン等といった大規模な環境団体です。聴取の結果、ほとんどの環境団体においては、環境保護の手段として裁判を考えていないということが明らかになりました。多くの団体では、特に行政との関係について、対立姿勢ではなく、共同して取り組み、政策提言をしていくこと等を考えているようで、訴訟に対しては、漠然としたイメージしかなく、費用や時間がかかる、結果として環境保護するという成果が得られないという発想があるようでした。本シンポジウムの実行委員会は、この調査結果を受けて、少々失望気味でした。

環境の分野については、やはり欧州の制度を学ぼうということになるのですが、環境団体訴訟の分野でも、やはり欧州は先駆的なようです。本シンポジウムでは、大阪大学大学院法学研究科の大久保規子教授に基調講演をしていただいたのですが、欧州では、1970 年代から既に消費者保護や環境保護の分野において、イタリア、オランダ、ドイツ、フランス等で導入されてきたそうです。特に、大久保教授がご専門のドイツでは、歴史的経緯と思われますが、そもそも、行政の政策については、環境団体のような様々な社会勢力からの意見を受けて是正していくのが望ましいという発想に立っているようで、環境 NPO には、訴訟を通じ、自然の代理人として自然の利益を主張し、市民と行政の間の仲介者として環境利益が適正に考慮されるようにし、違法な行政決定を是正するという役割が期待されているとのことでした。その民主主義的発想は非常に興味深いものだと思いました。

なお、団体訴権は、欧州のみならず、タイ、インドネシアでも 1990 年代から認められており、インド、フィリピン、ネパール等では、広く市民の原告適格を認める市民訴訟型の訴訟が認められているそうで、こうしたアジアを含めた世界情勢を見ると、日本はかなり遅れている感が否めません。

個人的には、日本の裁判所において、環境に対して重きを置く価値判断がされるのかが疑問であるため、日本で団体訴権が導入されたところで、勝訴できるのだろうかと思ってしまうのですが、それは鶏が先か卵が先かの問題かもしれません。

大久保教授によれば、欧州における環境 NGO の勝訴率は、一部認容を含めるとほとんどの国で 50％を超えるとのことでした。今後、日本においても環境団体に訴権が認められれば、情報収集・分析能力を持ち、知識・経験を蓄積した環境団体による取り組みが、訴訟の結果を変えていく可能性もあるのではないかと思われます。

本シンポジウムを通して、日本における環境訴訟の分野における団体訴権の必要性を感じました。

21 世紀は環境の世紀と言われます。日本では、弁護士が環境の分野で果たすことのできる役割は今のところ残念ながら大きくありませんが、今後も、委員会のメンバーと共に取り組みを続けていきたいと思っています。

# 事務所旅行記 in長崎

今年は、「近場でゆっくり旅行」と、幹事は予想したのですが、見事にはずれ、海を渡り長崎市内へ旅をしてきました。常に「おいしいもの」にどん欲な、御池総合法律事務所の面々は、カステラ、チャンポン、皿うどん、トルコライス、中華菓子よりより、佐世保バーガー、角煮まん……と事前チェックを行い、昼食時は情報交換を重ねました。

今年から、春休みの旅行シーズンを避けて１週間早まった、3月18日の出発の朝は3月に入った頃から、暖冬傾向が一変して寒さが逆戻りしていたとはいえ、エェ！一面の雪景色。さむ～い京都をあとに、空路長崎入りしました。長崎は暖かくて、いいお天気。やっぱり、日頃の行いがいいのですかね。それでも、旅館の方のお話では、例年なら桜の季節だそうですが、こちらも寒かったらしく、期待したお花見は断念しました。

１日目は、浦上天主堂、原爆資料館をみんなで見学。資料館では、展示を見ている私たちに、ボランティアの方々が、悲惨を極めた原爆の惨状を静かな声で説明してくださり、私たちはもう言葉がなく、日頃忘れかけている平和のありがたさを改めて噛みしめ、平和を守ろうとの思いを強くしました。

急な坂道を、見事なハンドルさばきで、ぐんぐん登り、地元のドライバーさんでも「エッ、こんな上によく旅館が建ったなぁ」なんて、2軒も旅館を間違えながらやっと旅館に到着しました。

恒例の宴会では、青春に帰っての大学応援歌の熱唱や、華麗なデュエットをリラックスして楽しみました。「寒い！窓を締めて」の声にも耳を貸さず私は、宴会場からの、一〇〇〇萬ドルと言われる夜景のすばらしさを、初めてのデジカメに夢中になって納めました。夜の街に、食を求めさまよう者、ゴキブリダウトゲームに興じる者、明日に備え早めに就寝する者、思い思いに長崎の夜は更けました。

二日目はあいにくの曇天ながら、目的の食べ物を求め自由行動へ出発！グラバー園、中華街、出島など、4時間ほどと短時間でしたが、目一杯市内観光を満喫しました。　私は綿密なタイムテーブルを用意していた事務局（ありがとう感謝します）にくっついて、グラバー園を見学、そしてカステラ、中華街でチャンポン、角煮まん、よりよりを食べ満足の旅でした。

（西村和子）

# 編集後記

今年も京都に蒸し暑い夏がやってまいりました。

お陰様で、当事務所は今年で12周年目に入り、弁護士数は13名、事務局員14名の合計27名という大所帯となりました。

さて、毎年1回、夏にお届けしている「燦」は、日頃、仕事でお付き合いいただいている皆様に、普段とは少し違う各人の一面をお見せできるのではないかと思います。ご好評いただく声を励みに、各弁護士、事務局員とも張り切って原稿を書いています。

今年は、表と裏表紙をカラーにしてみましたが、いかがでしょうか。また、お気軽にご意見、ご感想などお寄せいただければ幸いです。

## 事務所へのアクセス

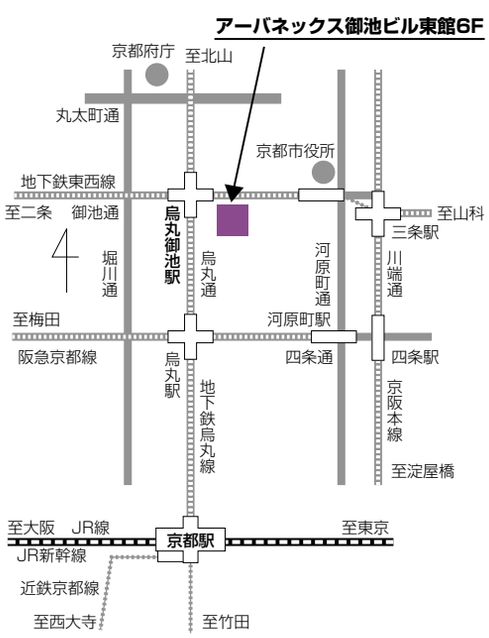


京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
（3-2番出口からはエレベーターでも上がれます）

「燦」の由来

弁護士のバッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はＳＵＮ（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。

（創刊号巻頭言より）


発行人　御池総合法律事務所
編集者　上里美登利
田中　美歩　山田　麻衣
表紙写真　大下明日香